戦時下の部落問題

はじめに

多いと考えられる。 部落問題の研究は、 戦前における部落問題の歴史的研究の分野において、戦時下における まだ多くの課題をもっているし、解明すべき問題も

することによって、部落問題のありかたを究明できるのではないか。 理念・教育方法・教材などが変化していく。その変化と推移を明らかに るので、これを今回の研究テーマに設定した。その課題は、 わっているのか、とくに学校教育のなかで果たす役割を明らかにするこ ②戦時下の教育史の展開過程に位置づけて、融和教育がどのようにかか ①戦時下の融和教育は、同じ融和教育といっても、それ以前と比べて、 そのなかで戦時下の融和教育の研究は、つぎのような課題をもってい

ではないか。 (3)戦時下の支配層の教育・教化による支配の方法、 意味を把握できるの とができるのではないか。

(5)最後に、 の部落問題の地域的特色を明らかにすることができるのではないか。 仏融和教育そのものの地域的実態を明らかにすることによって、 戦時下の融和教育を研究することによって、こんにちの同和

青 木 孝 寿

教育のもっている問題点を考えるのに教訓的な資料を提供してくれるの

などを考えることができる。

これから日中戦争以後戦時下に焦点を当てて記述していきたい。 て』(部落問題研究所刊)の社会運動と結合した把握などに触発された。 近の天野卓郎氏著『近代日本の教育と部落問題―広島地方を 中 心 と し おける融和教育の展開」における地域融和教育史の実証的研究、また最 論考にみる方法論、季刊『同和教育運動』13の谷口幸男氏「和歌山県に は部落問題研究所編『部落問題の教育史的研究』所収の安川寿之輔氏の つの融和教育の小論を書いたが、戦時下融和教育(同和教育)について 筆者は、大正から昭和期、主として日中戦争期以前に主眼をおいて二

日中戦争下の融和教育

(1)「融和事業完成十ヶ年計画」以後

開された教育である。融和教育の一般的特徴は、 て、支配者側によってすすめられた融和事業・融和運動の一環として展 融和教育とは、 部落民自身の自覚的解放である水平社運動 ①内務省・厚生省・文 K 対 応

外にある封建時代からの因襲として観念的にとらえる⑥心がまえを強調りも部落対策をすすめる手段として教育実践をする⑤差別を部落と部落ならないという観点から教育の目的を考える④基本的人権という認識よならないという観点から教育の目的を考える④基本的人権という認識よいのである⑧したがって本質的に国家目的・政治目的に追随し、国家主義部省を通じて常に指導され、上からおろされてきた理論・方法による教

する特別な修身教育である、などが顕著である。

「一、外廓施設

的系統的研究調査ヲ遂ゲ各般ノ実践教育ヲ通ジ、協同一体ノ融為、各種ノ学校ニ於テ適切ナル施設ヲ講ズルト共ニ、之ガ科学(イ)、同胞融和ノ基礎観念タル人格尊重国民一体ノ精神ヲ涵養スル

和精神ヲ体現セシムルコト」

とあり、そして三六年(昭和一一)一月中旬には、(3)

長野県で恒常的な融和教育研究会の組織化をすすめたことである。とあり、「完成十ケ年計画」の制定によってのもっとも大きな変 化 は、

昭和十一年度信濃同仁会事業計画の教育教化施設の項に、「教育 者 融

る。しかし実際の発足はもうすこしのちのようである。(4)(4)(4)

この易合は、他区を有する市町村の小学交長(または代里者)が四四研鑽を為」すため、長野県・信濃同仁会共催で開いたのであった。とを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。このころとを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。このころとを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。このころとを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。このころとを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。とのころとを、一九三七年(昭和一二)に向けて構想したのであった。

成沢伍一郎、県視学伝田精爾が講師である。名出席した。東京女高師倉橋惣三、中融協主事河上正雄、同仁会理事長この場合は、地区を有する市町村の小学校長(または代理者)が四四

講習会出席者と融和教育実践の小学校長ら七八名を集めた。長野県から している。 施 態度、 導・作業教育・職業指導の徹底、 に関する事項(郷土に即した方針、 成、一般教育以外の系統的指導案作成、児童の環境調査)、 方策要綱」にのっとるとともに、①研究調査に関する事項 意すべき点では、融和教育調査会審議決定の「融和事業ニ関スル教育的 ている。このときの研究協議題決定事項は、融和事業に対する教育者の(?) は視学小林直衛・宮島久義(県属)・山本武雄岩村田小学校長が出 席 し 同年六月、中融協による第一回融和教育研究協議会が実現し、 一般教科以外の系統的指導案作成、児童の環境調査、 融和教育実施上留意すべき点、 学校と家庭との連絡)に留意する、 教授・訓練・養護の全般的計画的 付帯決議の三つであり、 校外生活 ②教育方 (指導者の育 指導 بح 指

資せむ」ため、教育者融和事業講習会が開かれている。受講者は一〇六長野県同仁会主催で「教育者の理解を深め、以て本問題の根本的解決に響を与えた。長野県ではこれを受けて、九月二四日・二五日、長野県とこの会議はきわめて重要な会議であって、全国の融和教育に大きな影

はわからないが、およその傾向は読みとることができよう。はわからないが、およその傾向は読みとることができよう。 詳細融和教育に就て(本県視学=中央の講習受講者であろう)である。詳細融和教育に就て(本県視学=中央の講習受講者であろう)である。詳細融和教育に就て(本県視学=中央の講習受講者であろう)である。詳細融和教育に就て(本県視学=中央の講習受講者であろう)である。詳細はわからないが、およその傾向は読みとることができよう。

信濃同仁会から長野県同仁会への改組は、一九三七年という段階であたなり、常務理事も県官が就任、事務所も県庁内に移っている。になったことである。これは大きな変化であり、まったく官製融和団体となったことである。これは大きな変化であり、まったく官製融和団体ない。自主性を維持してきていた信濃同仁会が改組され、長野県同仁会なおここで一言しておきたいのは、一九三七年(昭和一二)四月、少なおここで一言しておきたいのは、一九三七年(昭和一二)四月、少

② 文部大臣訓令と融和教育の進展

である。

たことと併せて、長野県の融和教育の展開にも大きな影響を与えたの

これより早く、融和事業が内務省から新設の厚生省に移管されたのを目、大村清一長野県知事の「県訓令」第四一号が発せられている。国府県知事・学校関係者あてに出されたので、これを受けて九月一二国府県知事・学校関係者あてに出されたので、これを受けて九月一二国がよびさらに国家主義的な方向にすすんだ。翌三八年八月二九日には、一九三七年七月、日中戦争が全面的な戦争となり、融和教育の理念・

機に、三月一四日の国民融和日に厚生大臣も訓令を発していた。文部大

であった。 ことを述べている。文部大臣が融和教育を訓令するのははじめてのこと別的観念ノ如キ函ニ之ヲ芟除シ、以テ天業翼賛ノ根帯ヲ固カヲシムル」よって、「国民ノ覚醒ヲ促シ、国民一体・同胞融和ノ実ヲ挙ゲ、荷 モ 差臣訓令は、日中戦争一周年にあたることを強調して、教育・教化の力に

文部大臣訓令と同様であるが、それをやや詳しくしている。ていた。かれは小学校長・青年学校・中等学校長にあて訓令し、趣旨は(部落住民を含めて)幹部にも受けがよく、部落側の意向もかな り 心得大村県知事は長野県に二度知事となったが、長野県同仁会の 民間 側

挿入したのである。 「国民ノ覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令との「国民ノ覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令とク明シニに、覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令との「国民ノ覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令との「国民ノ覚醒ヲ促シ」以下「函ニ之ヲ芟除シ」までは文部大臣訓令とのである。

は融和教育の理念の変化である。化がうかがわれる。一つは組織の充実と教育内容の精密化であり、一つに私は注目したい。この訓令を契機に、長野県の融和教育には二つの変と部省・府県知事が、日中戦争の重大性を考慮して訓令を発したこと

融和教育講習会でも主催者に加わっている。 一四)一一月の融和教育研究会に、県・県同仁会に加えて郡市融和教育ので主催団体に加わっていることである。たとえば、一九三九年(昭和めて主催団体に加わっていることである。たとえば、一九三九年(昭和めて主催団体に加わっていることである。たとえば、一九三九年(昭和めて主催団体に加わっている。

また同年七月四日から八月一二日まで長期にわたって開かれた融和教

り広がりをもってきたのである。 る小県・上田教育部会も、三九年五月、その融和教育部員と教育実践家 ていた。また、長野県の教育職能団体である信濃教育会の下部組織であ(キヒ) 育研究協議会は、各郡単位に組織され、連続して開催されるほどになっ たちが、上小融和教育研究会を開いているように、教育研究組織はかな(3)

る。通視学、 が精細になっていることがわかる。全国の研究会に出席した田中修一県 庭への連絡、などというように、きわめて多岐にわたるとともに、内容 年学校・中等学校生徒の程度の問題5地区と一般学童の差異の原因60家 究事項が1)教材の選択2)教材観3)教授法の留意点4)低学年・高学年・青 つぎに教育内容をみると、一九三九年五月の融和教育研究会では、 小林孝太郎北大井小学校長(後述)がこの研究会に出席 して い 研

が長野県の特徴である。(エウ) り、それに満蒙開拓青少年義勇軍の送出が新しく議題に加わっているの 講習会でも、東亜新秩序建設・皇民錬成が研究議題となっていたのであ 成に徹する教授法の件、といったものである。翌四〇年一月の融和教育(5) 研究会にみられる、新秩序建設と小国民教育の新しい訓練の件、皇民錬 ろ急速にクローズアップされてきたものとして、三九年八月の融和教育 もう一つの問題である融和教育の理念の変化の問題では、ここのとこ

『興亜皇民錬成の融和教育』について

(1)研究指定校・北大井小学校

の秦野小、翌年は埼玉県の原市小であった。 和教育指定校に決まったのは、一九三八年のことである。前年は神奈県 長野県北佐久郡北大井尋常高等小学校(現、 小諸市) が中融協から融

北大井小は、長野県下最大の未解放部落を校区にもった学校で、 部落

> 児童が全体の二割を占め、部落問題についてのさまざまな課題が存在し ていた。また、一九三八年度に同校で北佐久郡融和教育研究会が開かれ 七年に赴任してきて、融和教育に積極的にとりくむことになったのであ たように、融和教育の実践もすすんでおり、ことに小林孝太郎校長が三

業主事鈴木鳴海・同主事補原田享一である。 (3) 参会者は、北大井小全校職員、村長および同社会係書記、 た成果を、四〇年七月三日、県と県同仁会共催で研究会を開いている。 支会嘱託朝倉重吉・同高橋利重、中融協派遣講師田中邦太郎、 このような条件から北大井小が、県下ではじめて指定校になったこと うなづけるところである。

一九三九年度全校職員が

一カ年間研究し 県同仁会佐久 県社会事

は、

に開いている。(3)(3)長野県庁において)、「融和教育の徹底方策」について、北大井小を会場長野県庁において)、「融和教育の徹底方策」について、北大井小を会場 (昭和一六)三月の第二回融和教育研究会も(第一回は四〇年一二月′ 北大井小の融和教育の実践が評価されていたのであろう、一九四一年

内の融和事業・融和教育関係の指導者層に限定されていた。 催している。出席者は、 区公会堂で懇談会を開き、第二日目は、午前中、北大井小で研究会を開 か、前述、朝倉・高橋両名の名前もみえた。以上のように主として、 館長、県同仁会書記、北大井小全職員、関係部落役員、北大井村長のほ 小および校区の部落である北大井村A地区を視察し、そのあと夜はA地 この研究会は県と県融和教育研究会の主催であり、 県の社会事業主事、女子師範学校長、長野図書 第一日目は北大井

に踏み出していた。「融和時報」によれば、一九三九年から朝 倉・高 橋 いることである。全水総本部と同じように、全水長野県連も日中戦争が 倉重吉・髙橋利重が、しばしば北大井小の融和教育研究会の場にみえて はじまると、その方針と闘争は大きく変質しており、戦争協力へ本格的 ここで考えておきたいことは、全国水平社長野県連の幹部であった朝

のであろう。 (2) ともに県同仁会北佐久支会の嘱託または指導員として、融和団体にもかともに県同仁会北佐久支会の嘱託または指導員として、融和団体にもかともに県同仁会北佐久支会の嘱託または指導員として、融和団体にもか

② 『興亜皇民錬成の融和教育』について

との記録によって北大井小の実践をみていこう。 年四月、標記のような実践記録(当時の表現では参考書)を発行した。(ヒス) 指定校として融和教育の研究をすすめてきた北大井小では、一九四○

第一編 融和問題の認識

目次をみると、三編から成りたっている。

計算 皇室と融和問題(以下、節・項省略)

第二章 融和問題の概観

第三章 融和問題の歴史的考察

第四章 融和問題の心理的考察

第二編 基礎調査

第一章 村の概況

第二章 校内調査

※三編 本校の融和教育

第一章 本校教育の本義

第二章 本校の経営施設と融和教育

三章 本校に於ける融和教育

第四章 融和教材の研究

界五章 融和教育教授案例

題の認識では、融和教育の根本、訓令・通牒、融和問題解決の計画・方A5判・ガリ版刷り、三三一ページという大冊である。第一編融和問

て、目的・施設・融和教育の方策、教材研究・教授案などである。について述べる。そして第三編が主題であるが、本校の融和教育につい状況、産業経済状況、文化状況、衛生状況、自治、娯楽、差別事象など理的考察が加えられる。第二編の基礎調査は、村と地区の詳細な地理的策、そして水平運動や県同仁会について詳説し、さらに歴史的考察や心

帯は一一%(村平均五二%)である。
帯は一一%(村平均五二%)である。
新聞講読世が、地主は一人もいない。大部分が小作(七四%)である。新聞講読世区外一○%)に達し、農業が三○%(八八%)、商業が五%(二二%)で区外一○%)に達し、農業が三○%(八八%)、商業が五%(二二%)で区外一○%)に達し、農業が三○%(八八%)、商業が五%(二二%)である。耕作反別三反未満が五五%を占め、一町歩~二町歩は六%に過ぎず、地主は一人もいない。大部分が小作(七四%)である。新聞講覧をみると、生活環境では、村の一戸平均の宅地面積第二編の基礎調査をみると、生活環境では、村の一戸平均の宅地面積

地区外に比較して格段に少ない。にやや下回る(男子髙等科は同等かやや上回る)。中等学校への進学は、大井村各地区のなかで最下位であった。学業成績は、地区外に比し全体重就学率九七・八%(全校九九・〇%)、児童出席率九三・四 % で、北教育では、北大井小の部落児童は全体の約二割に達しており、学齢児

を「校訓」としている。(52)がるとともに、家庭通知表にも印刷して家庭の協力を求めた。後年これがるとともに、家庭通知表にも印刷して家庭の協力を求めた。後年これ和」の一項を加えて融和精神を強調した。この扁額をつくって講堂に掲れ大井小では一九三三年「児童心得」を制定し、五つの徳目中に「親

①教育の本義(全文)

である。右の記録によってみると、

く保障が得られない現状のなかで、

北大井小の融和教育が展開されたの

生活環境がきびしく、経済的にも恵まれず、児童も十分に発達してい

皇統連綿として揺ぎなく、萬世一系の聖天子宏大無辺の御仁愛を以て「悠遠なる皇祖の神勅を奉体し、八紘一宇肇国の洪謨を謄仰し奉り、

る。 確信する。融和教育の本義他なし、皇民錬成の精進に依る の み で あ 教育の根本義、 和に貢献せんとする善良有為なる大国民を養成せんとする、これ本校 情操の醇化に努めしめて、東亜新秩序の建設に邁進し、世界人類の平 養し、科学知識を啓培して世界の進運に遅れざらしめ、体位の向上、 り、 遠に展開せしめ、国民総和大和の精神に徹し、億兆一心融和一体とな **肇国の大理想を、日常生活の上に具現するに努め、** 蒼生を和育し給ひ、下万民亦心を一にして、天壌無窮の皇運を扶翼し 各々其の所を得て、 一君萬民忠孝一本の精華を発揮し来れる皇道精 神 を 錬 皇民錬成に精進するところ融和教育の徹せざるなきを 其の分を尽し、君国に報ずる皇国精神を涵 光輝ある国史を永 成し、

ある」と結んでいる。 養成をめざし、「融和教育の本義他なし、皇民錬成の精進に依るの み でた言葉を掲げ、東亜新秩序の建設と世界人類の平和に貢献する大国民のか、国民総和・大和の精神に徹して君国に報ずる皇国精神の涵養といっか、国民総和・大和の精神に徹して君国に報ずる皇国精神の 錬 成 ととある。一君万民・忠孝一本の精神を発揮してきた皇道精神 の 錬 成 と

融和の観念の育成に融和教育の根本義を求めたのである。の超国家主義を実現するために必要な皇民の錬成をめざし、国民総和=「教育勅語」にのっとって、天皇制イデオロギーのもとに、アジア 侵 略協の指導方針に即して、かつ文部省訓令、県訓令の趣旨、そ の 根 本 はまさに『興亜皇民錬成の融和教育』という書名にあるとおりで、中融

つぎに、

②融和教育の実践方策 その大意は、

指導者となる。 指導者となる。 に関係を は、同情を をもって 正義に燃える 実践的

2)研究の具体策をもつ。

3)基礎調査により児童の実態(これは動き発展するもの)を 把 握

る。

4)各教科の教材研究と研究授業 (毎月一回)。

校外では自律的に社会的に親和公正を培う。5訓練は、校訓により善良な校風の中で国民的公民的精神を陶冶し、

いう六頁目を曷げている。これをみると、目内・兎言などでま異の養護は、児童の身体的方面の清潔整頓の習慣を育成する。

ができる。 にしても、戦後の同和教育が掲げた方法に共通したものもうかがうことという六項目を掲げている。これをみると、目的・趣旨などでは異なる

③融和教材の研究等

教材にそれが顕著であったのである。主義にいろどられた教材になっており、とくに修身・国語・国史などののように、天皇制絶対主義を賛美する立場に立って、超国家主義と軍国のエネルギーは大変なものであるが、その意図や内容は、以下の具体例のエネルギーは大変なものであるが、その意図や内容は、以下の具体例のエネルギーは大変なものである。

以下にその事例を示す。

修身科教材 巻六(尋常科六年)

A

]	自立自営日	
	, 	自 目	
尽くして事を成す て、自己の最善を で、自己の最善を	一多りに	全年生活を全う	
事を成すって身を立	ころに	すり	i _
神の大切なことを激について感激について	芝口 -	1、牧沢栄一の	
		の	-
億一心総親和のもとに ことを知らせ、真に一 別感のあるべからざる	五世役の寺にあたり今について知らせ、新町	過去の土農	
心総親和のもとにを知らせ、真に一のあるべからざる	こらこ	T.	
のもとだけられ	をせる。新り	寄と現在の項	
に一る差	色東:	在 項	

				はせる。	立自営の習慣を養	べきを知らせ、独
せる。	する所以を悟ら	同の精神を表裏	4、自立自営は協	営、	に立った自立自	3、一億一心の上
				ならないこと。	全体生活を全うせねば	億一心の上 各自己の最善をつくし

も「一億一心総和のもとに」となり、「全体生活を全う」するとなる。 とが、「全体生活」とともに、融和教育の視 また、渋沢栄一の事跡から「過去の士農工帝 要項において、「一億一心の上に立った自立自営」となり、注意事 項で 文中の「妄りに人に頼らず」以下は問題がないのであるが。このことは 民総和を前提とした上で「独立自尊」の習慣を養うということである。 的に「全体生活を全うするには」と記して「全体生活」=国民一体・国 東亜建設の時にあたり差別感のあるべからざ ここに尋常科六年の修身科教材「自立自営」を一例としてみると、目

まうのである。これは当時の修身科教育を質 生活」に埋没し、具体的な生活の上での人間 こうして修身科でも、「自立自営」が徳目

国史科教材

 \mathbf{B}

尋常小学国史上巻

第

天照大神

の御徳 天照大神 目

要

項

4、万民をおめぐみ	した。	3、蚕をかはせたり	畑にうゑさせた。	2、稲や麦などを田 お徳をうかゞはせる。	高いお方 「ぐみになった偉大なる	1、御徳のたいそう 天照大神が万民をおめ	彩 罗 巧 茫 落 事 巧	לידון לידון לידון לידון לידון				修身科教育を貫ねいていたものであった。	三活の上での人間の向上、幸福は後退してし	五角堂」が領目となり、「一億一元」「全位	では、 では、 このでは、 こので	、融和教育の視点となっていた。	心のあるべからざることを知らせ」というこ	過去の古豊工路と野名にいいて矢りも一業	「島」の「是二角(見E二)、「口った、斤	となり、「全体生活を全ら」すると なる。
									五一				五一	:			- 12			
							併合	七、韓国	明治天皇		維新	一、明治	明治天皇				-			
	合した	韓国を併					た	護国とし	韓国を保			御誓文	五箇条の							
た。	な生活を送ってる	1、人民はなほ不安	をおく。	し、京城に統監府	2、韓国を保護国と	た。	取扱ふこととし	んで、その外交を	1、韓国と協約を結		くべし	り天地の公道に基づ	1、旧来の陋習を破	方の大将となる。	5、重く用ひられ一	た。	く忠実につとめ	4、少しの油断もな	なった。	3、始めは草履取と
			めねばならない。	秩序建設のためにつと	韓民族融合一致東亜新	ある。時局に鑑み、日	民にして陛下の赤子で	せ韓国民も共に日本国	韓国併合の経緯を知ら	べくつとめる。	視同仁の御聖旨に沿ふ	し、万民を恵み給ふ一	陋習打破の精神を強調				きことを知らせる。	によりて人格に貴賤な	殊に人はその職業身分	りたる経緯を知らせ、

尋常小学国史下巻

三四

豊臣秀吉

|秀吉の出 世

l,

貧しい農家に生

秀吉が貧に育ち、

しも

2、松下氏のしもべ

のゆだんもなく忠実に

ベ草履取となるも少し

勤め、后大をなすに至

	問をさづけた。			٠
•	し、いろくの学	:		
	々の入学をゆる			
	別なく、ひろく人	る		٠
知らしむ。	か賤しいとかの区し	益をはか		
入学せしめた慈悲心を	てゝ身分の貴いと	め世の利	海	-
空海が身分の貴賤なく	1、京都に学校を建一	学問を広	最澄と空	第十二
	になった。			

44

		交	野!		現け	尺字	洋七 多	安	界	42 -	ヺし	.198	51)												
		; ; ()		anj				.1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		_			r	•						-				
																		-					2		
					:											-	·					-		_	
た。	よいよ固くなっ	8、東洋平和の基い	る。	帝国の臣民とな	7、半島の人民は皆	る。	もてなしをなさ	礼を以て王家のお	王となられ皇族の	6、前の韓国皇帝は	5、韓国併合。	た。	をおみとめになっ	4、天皇もその必要	望みになった。	福にさせたいとお	よって、国民を幸	の新らしい政治に	り申し上げ、帝国	の権を天皇にお譲	3、韓国皇帝が統治	た。	ものが少くなかっ	本との併合を望む	2、韓民の中にも日
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		-															-						

族差別も合理化していることがわかる。
は誠を柱にして、差別偏見を観念的に否定し、朝鮮人その他に対する民忠誠を柱にして、差別偏見を観念的に否定し、朝鮮人その他に対する国民のとの数例でもわかるように、天皇はじめ支配者層およびそれにかかわ

学国史」ともに、水平運動・融和運動といった運動はいっさいとり扱わは豊臣秀吉からいきなり明治天皇にとんでいるし、「小学国史」「高等小なお、徳川幕府(家康)の身分制については触れず、「小学 国 史」で

た。 ず、すべて上から仁慈として差別撤廃を教化しているのが特 徴 で あ

れているが、紙数の関係で割愛する。け、内容ともほぼ同様である。このあとに各教科の教授案の細目が示さこういった教材がそのほかにも延々としてつづき、教材へ の 位 置 づ

であった。

・
のである。融和教育はもはや国家目的に従属していかざるを得ないののである。融和教育が国民の人権や諸民族の独立尊重と背馳したものにしまう「両刃の剣」であったことを、この融和教育の実践は示しているかである。融和教育が国民の人権や諸民族の独立尊重と背馳したものにのである。融和教育が国民の人権や諸民族の独立尊重と背馳したものにしまう「両刃の剣」であった。とのように精密な実態調査や精細なカリキユラム・以上のことから、どのように精密な実態調査や精細なカリキユラム・以上のことから、どのように精密な実態調査や精細なカリキユラム・

「大政翼賛」と「同和教育」

同和奉公会への移行

一九四〇年(昭和一五)、国民のなかにある各種の団体を統合していく国民統合政策が進展していくと、中融協もまた同和奉公会と改称して医民運動の傘下にくりこもうとする動きが活発になってきた。同年一〇月、大政翼賛会が発足するや、中融協はじめ各府県の融和団体が翼賛会に参加して、新体制運動の一翼を担うことになった。同年一〇二千六百年奉祝全国融和団体連合大会は、この動きに拍車をかけてい一九四〇年(昭和一五)、国民のなかにある各種の団体を統合してい

公」の理念を打ち出し、同和奉公会と改称し、各府県三八の融和団体を基本方針を決定した。六月、中融協は「協調融和」にか わる「同 和 奉二月には融和事業を関係官庁と一本化して、大政翼賛運動の一部とする翌四一年一月、中融協は国民融和運動の陳情書を提出するとともに、

変化したことはいうまでもない。このような組織の変化にみあって、融和教育から同和教育へと理念が盟が解散し、六月には県同仁会が同和奉公会県本部に改組されている。支部として統合することを決定した。長野県では三月、県同仁会青年連

る間は真の皇国民は錬成されたとはいえない、と結んでいる。 こと、それが人倫道徳の根帯をなすことに置いて進展せしめ ねば の根底を培ふこと、国民一体の真の生きた具体的資材の解決 を 期 する を醸成し、其まま融和問題を今日迄残存せしめた」というのである。 陥に禍せられ」「融和精神を受け入れ得ない教育環境にあった」、それは 的であり、断片的であり、非組織的であった等の技術的欠陥が理由をな **うに批判している。すなわち従来の融和教育は「思ひつきであり、部分** したこともあらうが」、その最大の原因は、「従来の教育の持つ伝統的欠 「自由主義・個人主義の如き外来文化の弊によって遂に過去教育の欠陥 「新体制下の融和教育」という一文を載せ、従来の融和教育をつぎのよ そこでこれからの融和教育は、「大東亜共栄圏の盟主たる大国民 資 質 中融協の機関紙「融和時報」一六九号(一九四〇年一二月一日) すなわち「生きた大国民錬成の行」が必要で、融和問題が残 存 なら は、 7

文責筆者と末尾にある)。 (3) ・ (3) ・ (3) ・ (3) ・ (4) ・ (4) ・ (5) ・ (6) ・ (6) ・ (7)

教育の力によって、昔のままによりのもどらぬ底の徹底が必要であけける覚悟でやり遂げなければならぬ。物よりも、待遇よりも先づ、すといふ様な事は遺憾な事で一日も早く片付くべきことである。又片時迄もかやうな事(註・融和教育)に多額の経費を費やし、人力を尽に前略)日満支が一体となる東亜新秩序建設の指導者日本として、何

る』と確認することが絶対必要である」な生やさしい考へを捨て端的に『差別するととは謂れのないことであめな考へをすてて神のオキテにそむく、人格上許されない、などそんめな考へをすてて神のオキテにそむく、人格上許されない、などそんある短所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない。恩恵の、之が為には歴史的に科学的に究明して何が故に差別問題が残される。之が為には歴史的に科学的に究明して何が故に差別問題が残され

を融和教育を強調しているのである。 と確認する観念的心情的 は、重要である。部落住民の地域改善や生活向上を抜きにして、融和教所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない」といった表現所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない」といった表現所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない」といった表現所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない」といった表現所があるなどと数へあげることは本質的な問題じゃない。とこでは、一般和事業から融和教育を切り離す考を融和教育を強調しているのである。

前提に立ってすすめられていくわけである。

文化の弊によってつくられた過去の教育の欠陥を否定していく、というの根底を培ふこと」であり、「生きた大国民錬成の行」と位置づけている。ここでは融和教育の目的は「大東亜共栄圏の盟主たる大国民資質いく。ここでは融和教育の目的は「大東亜共栄圏の盟主たる大国民資質して出てきたことは、「新体制下の融和教育」の考えかたに結びついてして出てきたととは、「新体制下の融和教育」の考えかたに結びついてして出てきたととは、「新体制下の融和教育」の書えかたに結びついてして出てきたととは、「新体制下の融和教育」の書えかただ「東亜新秩序建設の指導者日本」の融和教育と

そのものが、文部省や中融協の融和教育を忠実に論証するものでなけれた井小の「興亜皇民錬成の融和教育」の実践は、「同和教育」への移行大井小の「興亜皇民錬成の融和教育」の実践は、「同和教育」への移行、大井小の「興亜皇民錬成の融和教育」の実践は、「同和教育」への移行、関本の資産、差別撤廃ということよりも、東亜新秩序建設を担う大国民の融和事業から切り離してより抽象化、観念化していくとともに、その融融和事業から切り離してより抽象化、観念化していくとともに、その融融和事業から切り離してより抽象化、観念化していくとともに、その融融和事業から切り離してより抽象化、観念化していくとともに、をの融

わけである。
ばならなかった(つまり国定の融和教育)ゆえに、当然の帰結であった

② 「同和教育」の展開

代って「同和教育」の語が現れてくる。国民運動」と改題し(号数は通しでつづけている)、「融和教育」の語に国民運動」と改題し(号数は通しでつづけている)、「融和時報」は「同和一九四一年六月の同和奉公会の発足に伴って、「融和時報」は「同和

長野県では、「同和国民運動」紙によると、七月二八日から三一日までの研究会は「同和教育研究会」の名称で、それよりもあとの一一月一での研究会は「同和教育研究会」の名称で、まるものか、同和奉公会県本部の送った記事の形式上の不統一によるものかはわからないが、この時部の送った記事の形式上の不統一によるものかはわからないが、この時間に過渡期の混乱もあったのであろう。しかし翌四二年になるとすべて、「同和教育」の語で統一されてきている。

のである。 ニー億国民ガ生キタル有機的結合ヲ計リ臨戦体制ノ完璧ヲ 期 ス ル 為」 国家体制の根底を培はんとす」と明記されている。一一月の研究協議会 に、「皇民錬成ノ任ニ省ル教育者ノ協力ヲ最モ必要トシ」を述べて い た。研究会の趣旨は、「肇国の大義に基き国民一体の実を挙げ高度 国 防 その趣旨に、「旧来ノ陋習偏見ヲ是正シ真ニ国民トシテノ自覚 ノ 下 実際は同和奉公会)・県融和教育研究会の三者主催でおこ 一年七月の長野県における同和教育研究会(中信・南信 県・県同仁会(この記事ではまだ同和奉公会になって 地 な Ļ١ 区 **1**c で る 開 n Ļ١

る。

という重大事を踏まえて、「臨戦体制ノ完璧ヲ期スル」として「同 和教ための教育と位置づけた。そしてとの間にはじまった太平洋戦争の開戦生キタル有機的結合ヲ計」るというように、「同和教育」を国民統 合 のこの二つの研究会の趣旨には共通して、「国民一体の実」「一億国民ガ

育」を戦争完遂の教育としたのである。

ある。 和十七年度同和教育研究会事業実施計画」にも、うかがわれるところで和十七年度同和教育研究会事業実施計画」にも、うかがわれるところでとみられることは、同和奉公会県本部の「昭和十七年度事業計画」、「昭とかしそのような強調とはうらはらに、教育の内実は変化のないものしかしそのような強調とはうらはらに、教育の内実は変化のないもの

くるのである。
女性に対する同和教育である。「同和国民運動」紙に目立って登場して女性に対する同和教育である。「同和国民運動」紙に目立って登場して生いのは、

紙面に載せたもので、どれにも講習会の趣旨に沿った決意表明がみられ(35) それぞれ受講生は感想文を寄せているが、「同和国民運動」紙の狭い内容で、六〇名が受講している。いずれも大がかりであった。つぎに北信・東信分は、三月一五日より一八日まで四日間、ほぼ同じつぎに北信・東信分は、三月一五日より一八日まで四日間、ほぼ同じ

業指導者錬成講習会、表記に違いあり)が開かれている。 泉三光道場)受講者六五名の「女子同和教育指導者講習会(女子同和事真堂)受講者三一名、同二五日より二七日まで北信で(下高井郡上林温翌四三年(昭和一八)二月二二日より二四日まで南信で(松本市外養

関聯あるに鑑み、現に教育の任にある女子指導者に対し同和国民運動決を図るは喫緊の要務なるも、特に家庭教育と同和問題の密接不離の「大東亜戦下国民同和の問題は愈愈重要性を帯び、之れが完全なる解

その目的をみると、

与えようというわけであった。である。これは女教師に対して「同和国民運動」について正しい認識をがわかる。これは前記の「女子中堅青年錬成講習会」とも通ずるところとあり、「家庭教育と同和問題の密接不離の関聯」に着目している こ とに対する正しき認識を与へんが為錬成を行はんとす」

ける祭祀と礼法」(以上文部省ほか中央講師)などであった。 県本部)、「同和事業の歴史的考察」「同和教育の理論と実際」「家庭に於 原本部)、「同和事業」「家庭食生活の改善に就て」(以上県官・同和奉公会 世運動と同和事業」「家庭食生活の改善に就て」(以上県官・同和奉公会

(音) 「同和国民運動」紙に載る受講感想をみると、ある女教師は、 「同和国民運動」紙に載る受講感想をみると、ある女教師は、 「同和国民運動」紙に載る受講感想をみると、ある女教師は、

と「反省」と「決意」をし、またある女教師は、

でせられるのであります。」「同和問題、従来からの問題については、あまりにも無関心であった。(略) 此度講習によって今までの偏見が如何に浅薄なもので あった。(略) 此度講習によっな一条でともすると捉はれ勝ちで ありま したかをつく 人一教へていたゞき今更ながら恥しく又済まなく種々反省たかをつく人一教へでいたゞき今更ながら恥しく又済まなく種々反省たかをつく人一教へでいたがある。そうして一般社会に考へられるのであります。」

と述べている。

和国民運動」紙に、つぎのように述べたのである。(※)(※)(※)(※)(※))(※)(※))のころ文部省教育官松本良彦は、「同和教育の前進」と題して、「同

「(前略)融和運動時代の同和教育は専ら差別問題解決の方途として考

らない。 関心事となることが出来なかったのも是非なき次第といはなければなが行はれたのは大体差別事象の起る地方に限られ、広く一般教育界の立場に立っての深い考察から出発したものではなかった。従ってこれ要に応ずる教育的措置、教育よりの協力であって、(略)教育本 来 の兜実施せられたものであった。即ち社会問題としての本問題解決の必究実施せられたものであった。即ち社会問題としての本問題解決の必

を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 を迎えての論説であった。 と位置づけ、従来の融和問題・融和教育を批判して、「大戦争下必須なる国民の使命の自覚、国民協力の態勢の確立」をさまたげるものとした。 る国民の使命の自覚、国民協力の態勢の確立」をさまたげるものとした。 を迎えての論説であった。 と位置づけ、従来の融和問題・融和教育を批判して、「大戦争下必須なる国民の使命の自覚、国民協力の態勢の確立」をさまたげるものとした。 を迎えての論説であった。

べられたのである。

、られたのである。

、られたのである。

、の理念のもつ意味が、明確に述

むすび

た。その特徴をまとめると、戦時下における融和教育の展開を、長野県について具体的 に みて き

織を組織化することが決まり、融和教育の推進がすすむ。年記念大会を契機に、一九三五年段階で、融和教育研究会という独自組(1)長野県では、「融和事業完成十ケ年計画」の決定と信濃同仁会一五 周

②三六年、三七年、中融協による中央の研究会が整備され、長野県下か

究会もまた、 的に融和教育が教化政策として地方に貫徹される。その場合、 らも県視学や有力校長が上京し受講してそれを県内におろし、 に当たる一般教員の参加がほとんど少ない。 校長クラスや有力訓導の受講にとどまり、現場で教育実践 県内の研 中央集権

亜建設、 ③一九三七年四月、信濃同仁会が長野県同仁会に改組されて官製融和団 ことになる。 み、教育内容も系統的に整備された。そして融和教育の理念に、「新 東 教育は大きく国家政策に追従した。そして一九三八年八月の文部大臣訓 体に転回し、しかも同年七月日中戦争が全面化したため、長野県の融和 九月の長野県知事訓令を契機に、長野県の融和教育の組織化がすす 皇民錬成の徹底」といった、 国家主義的理念が大きく出てくる

民の錬成」といった政治目的に堕したのであった。 れども、 査、本校の融和教育の三編から成る。きわめて精細な記録を刊行したけ 結晶であり、研究実践記録であった。記録は、 成の融和教育』を翌年刊行した。この記録は、北大井小全教員の努力の 部落を校区にもつ)は、一九三九年一年間研究をつづ け、『興亜皇民錬 ④中融協の融和教育指定校となった北佐久郡北大井小学校(県下最大の 天皇制国家による東アジア侵略のための「新東亜 建 設」「大国 融和問題の認識、

のような方向にすすむのである。 な人間像の養成に協力するが、前述『興亜皇民錬成の融和教育』も、 九四〇年とのとき中融協は、大政翼賛会の翼下に入り、国家主義的 そ

錬成教育」となる。 民」養成をめざす同和奉公会に改組されていき、もっぱら「興亜皇民の その結果、中融協は解散して国民統合とアジアの盟主としての「大国

うに熱心な融和教育

(同和教育)を、 する「同和教育」へと転換し衰退した。この結果、似とも併せて、どのよ ⑤かくしてかつての融和教育の熱意も気力も衰え、国家目的だけが先行 組織・内容とも精細なものとして

> すめかたについて、この教訓を十分生かさなければならないであろう。 すすめても、 らないと反省している。 報」ということなども含めて、方法上の新しい道が開拓されなければな 対する研究が残されているところから、 方向へすすむことを示唆しているところから、こんにちの同和教育のす この小論の今後の研究課題として、教師の側および児童・生徒の側に その理念がどこに向けられるかによって、まったく違った たとえば資料がおもに「融和時

(註1) 中央融和事業協会機関紙「融和時報」九二号(昭和九年七月一日)

- 2 「同」一〇九号(昭和一〇年一二月一日)
- (3)「同」一一〇号(昭和一一年一月一日)
- 4 「同」一一三号(昭和一一年四月一日)
- 5
- 6 一二三号 (昭和一二年二月一日)
- 7 8 一二七号 (昭和一二年六月一日)、一二八号(昭和一二年七月一日) (昭和一二年一〇月一日)
- 9 旦 一四二号 (昭和一三年九月一日)、同一四三号 (昭和一三年一〇月
- 10 「同」一五七号 (昭和一四年一二月一日)
- $\widehat{\Pi}$ 同 一五九号 (昭和一五年二月一日)
- 13 12 一六五号 (昭和一五年八月一日)
- 14 「同」一五一号 一五二号 (昭和一四年七月一日) (昭和一四年六月一日)
- 15 「同」一五四号 (昭和一四年九月一日)
- 「同」一五九号 (昭和一五年二月一日)
- (17)(21) 県立長野図書館所蔵、北佐久郡北大井尋常高等小学校編『興亜皇民 錬成の融和教育』の小林孝太郎校長の「序」など。
- 18 「融和時報」一六五号(昭和一五年八月一日)
- 19 「同」一七三号(昭和一六年四月一日)
- 20 「同」一五四号(昭和一四年九月一日)

『興亜皇民錬成の融和教育』

- (3)(4)(5) 部落問題究所編『水平運動史の研究』第一巻年表篇
- (26)「融和時報」一五九号(昭和一五年二月一日)
- (28)(31) 「同」一八一号(昭和一六年一二月一日) (27)(30) 「同和国民運動」一七七号(昭和一六年八月一日)
- (29) 「同」一八二号以下
- (32)「同」一八七号(昭和一七年六月一日)
- (34)(35)「同」一八四号(昭和一七年三月一日)、「同」一八六号(昭和 一七 (33) 「同」一九一号(昭和一七年一〇月一日)
- (36)『同』一九七号(昭和一八年四月一日)、『同』一九八号(昭和一八 年 五 年五月一日)

科会(B近代)において口頭報告したものを主として、補訂成稿したものであ

<付記> 本稿は、一九八七年八月二三日、東日本部落問題研究集会の歴史分

(8) 「同」一九六号(昭和一八年三月一日)

(37) 「同」一九八号